

「木と暮らすデザイン KYOTO」ウェブサイト構築・運用保守、情報発信業務 募集要項

1 実施目的

京都市面積の4分の3を占める森林の多くが利用期を迎えており、これらの森林資源を有効に活用することで、森林の適切な管理を進めていく必要があることから、消費者に対して木製品を取り入れたライフスタイルを提案し、市内産木材の需要拡大を図るために、本市を中心として、林業関係者や製材所、デザイナー、流通・小売事業者等の多様な事業者が参画するプラットフォーム「木と暮らすデザイン KYOTO」を令和2年度に構築し、これまで、ウェブサイトでの情報発信や、セミナーやイベントの開催等、取組を進めてきたところである。

本業務では、旧ウェブサイトのコンテンツを引継ぎながら、訴求力のあるウェブサイトを構築し、本市の森林や市内産木材を使用した木製品に係るポータルサイトとして運用していくことで、市民に対する本市の森林の理解の醸成やライフスタイルへの木製品の導入、プラットフォームに参画する事業者間の連携を促し、市内産木材の需要拡大、ひいては本市の森林資源の利活用の促進に繋げていくことを目的とする。

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 応募資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者（本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

4 応募手続・問い合わせ等

(1) 提出資料

本募集要項、仕様書、受託候補者選定審査基準等を熟読のうえ、以下の書類を提出すること。

- ア 応募申請書（様式1） 正1部
- イ 応募者の概要・体制がわかる資料（任意様式） 正1部・副6部
- ウ 類似業務実績一覧（様式2） 正1部・副6部
- エ 企画提案書（任意様式） 正1部・副6部
- オ 見積書（任意様式） 正1部・副6部

本業務の総費用（消費税及び地方消費税対象額を含む）の見積金額を記載すること。
また、併せて見積内訳書（任意様式）を添付すること。

- カ 誓約書（様式3）、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、納税証明書、調査同意書（水道料金・下水道使用料）、使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届 各 正1部
※京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ提出すること。

(2) スケジュール

- ア 受付開始 令和6年3月19日（火）午後1時から
- イ 提出期限 令和6年4月9日（火）午後5時必着
※(3)応募受付・問合せ先を確認のうえ、(1)提出資料を提出すること。
- ウ 質問書の受付 令和6年3月19日（火）午後1時～26日（火）午後5時まで
※質問できる者は、「3応募資格要件」を満たしている者とする。
- エ 質問書への回答 令和6年3月27日（水）予定
※質問の回答は、京都市情報館にて回答する。
- オ 審査結果通知 令和6年4月15日（月）予定
- カ 業務委託契約締結 令和6年4月16日（火）以降

(3) 応募受付・問合せ先

京都市産業観光局農林振興室林業振興課（担当：柴田、清水）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3346 FAX：075-221-1253

E-mail：ringyosinko-s@city.kyoto.lg.jp

※提出方法は、郵送又は持参とする。ただし、郵送の場合は必着、持参の場合は提出期限の日の午後5時までとする。

※質問は、原則 E-mail にて行うこととする。

(4) その他

本プロポーザルの参加に伴う提案書作成等の経費については、応募者負担とする。また、提出された提案書類は、応募者に返却しない。

当該業務に係る予算については、現在市会で審議中であるため、予算が成立しない場合は当該プロポーザルを無効とする。この場合、受託候補者は、本市に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができないものとする。

5 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「受託候補者選定審査基準」のとおり

(2) 審査方法

京都市産業観光局内に設置する「木と暮らすデザイン KYOTO」ウェブサイト構築・運用保守、情報発信業務受託候補者選定委員会において書類審査を実施し、最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。

なお、必要に応じて企画内容に関するプレゼンテーションを求めることがある。

選定委員会による採点が60点を満たす応募者がいない場合、また、全ての応募者が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合は、受託候補者を選定しないことがある。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

(3) 審査結果

結果については、令和6年4月15日（月）以降に応募者全員に文書により通知し、応募者、評価点及び受託候補者を選定した理由がわかる情報を公表する。また、審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 契約に関する基本事項

(1) 契約条件

受託候補者の提案内容を基に、次のア～エのとおりとする。

ア 委託金の上限額

金2,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

委託契約締結後、受託者は本市に対して、概算払い請求ができるものとする。

イ 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

ウ 業務内容

別紙仕様書を基本とするが、提案内容を踏まえて、受託候補者と協議のうえ決定する。

エ 特約事項

- (ア) 企画提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託候補者の負担で行うこととする。
- (イ) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- (ウ) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約までの手続き

受託候補者と契約交渉のうえ、京都市が契約書を作成し、受託候補者と契約する。ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、受託候補者に次いで評価点の高かった応募者を受託候補者として契約交渉を行うものとする。

「木と暮らすデザイン KYOTO」ウェブサイト構築・運用保守、情報発信業務 仕様書

1 業務の目的

京都市面積の4分の3を占める森林の多くが利用期を迎えており、これらの森林資源を有効に活用することで、森林の適切な管理を進めていく必要があることから、消費者に対して木製品を取り入れたライフスタイルを提案し、市内産木材の需要拡大を図るために、本市を中心として、林業関係者や製材所、デザイナー、流通・小売事業者等の多様な事業者が参画するプラットフォーム「木と暮らすデザイン KYOTO」を令和2年度に構築し、これまで、ウェブサイトでの情報発信や、セミナーやイベントの開催等、取組を進めてきたところである。

本業務では、旧ウェブサイトのコンテンツを引継ぎながら、訴求力のあるウェブサイト構築し、本市の森林や市内産木材を使用した木製品に係るポータルサイトとして運用していくことで、市民に対する本市の森林の理解の醸成やライフスタイルへの木製品の導入、プラットフォームに参画する事業者間の連携を促し、市内産木材の需要拡大、ひいては本市の森林資源の利活用の促進に繋げていくことを目的とする。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託金の上限額

金2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務内容

(1) ウェブサイトの構築

現在、公開している「木と暮らすデザイン KYOTO」のウェブサイトの既存のコンテンツをもとに「京都自治体情報セキュリティクラウド（以下「京都 SC」という。）」のサーバー上に、新規ウェブサイトを構築すること。

①デザイン

- ア 現在公開しているウェブサイトのデザインやレイアウト等をもとに「木と暮らすデザイン KYOTO」のコンセプトを損なわないデザインとすること。
- イ 統一したデザインで操作に一貫性を持たせ、ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、年齢層などに関わらず、誰もが使いやすいウェブサイトとすること。
- ウ パソコン及びスマートフォン（タブレット端末含む）の利用を想定した、レスポンシブデザインを採用すること。

エ ウェブサイト構築に必要な画像等の素材については、原則、本市が提供するものとするが、それ以外の素材については、受託者が用意すること。

※本市が提供できるデータは、現在公開しているウェブサイトで使用している画像等の素材になります。

②システム

ウェブサイトの作成、運用、管理を一元的に行うシステムの構築及び必要な設定を行い、利用可能な状態にすること。

ア コンテンツ・マネジメント・システムの構築

- ・ 極力専門的な知識・技術がなくても運用が可能になるよう、コンテンツ・マネジメント・システム（以下「CMS」という。）を導入し、本市職員が容易にコンテンツを管理、更新するために必要な環境を整備すること。操作性については、本市職員が Word や Excel を扱う感覚で、入力、更新、削除等の作業をできるように考慮すること。
- ・ 導入する CMS は、導入実績が豊富で完成度の高い製品とし、CMS の基本機能において、本市が要望する要件を実現すること。また、コンテンツ更新に係る作業効率の向上、省力化を図ることができるとともに、CMS 導入後のメンテナンス等の運用経費が低く抑えられるシステムとする。
- ・ 運用開始後もバージョンアップ等による機能向上を図り、拡張性と柔軟性に応じた保守運用形態を取ることのできるシステムとする。
- ・ CMS の運用操作マニュアルや運用レクチャー等により、本市職員の CMS の操作のサポートを行うこと。

イ 検索エンジン最適化（SEO）への配慮

一般的なディスクリプションとキーワードの設定を施し、閲覧者が検索した際にウェブサイトにも容易にたどりつけること。特に、Google や Yahoo! などの検索サイトに掲載されやすいマークアップで HTML コーディングすること。

ウ アクセス解析

- ・ 戦略的な情報発信の効果測定を行うため、アクセス解析を行う。解析についてはウェブサイトへの訪問数を調べるページビュー機能、アクセス経路を解析する機能、パソコンからのアクセスかスマートフォンやタブレット端末からのアクセスなのかを分析する機能を持ち、常時、本市が解析状況を確認できるようにすること。
- ・ 外部のアクセス解析サービス（Google アナリティクス等）を利用することも可とする。

エ HTML コーディング品質・バリデート

ウェブサイトの HTML コーディングについては、一般公開されている W3C チェックツールをクリアすること。ただし技術的に問題ない場合はこれに限らない。

③コンテンツ

ア 統一感のある分かりやすいウェブサイトを構築するため、コンセプトやデザインなどに配慮して各コンテンツを制作すること。

イ コンテンツの制作に当たっては、日本語の文章作成及び素材等の調達を行うこと。内容については、既存のウェブサイトや本市が提供する資料をもとに、受託者が提案・作成すること。単なる情報の羅列となることなく、記載内容やレイアウトの工夫を重ねること。

ウ ウェブサイトの構成

閲覧者が容易に必要な情報にアクセスできるウェブサイトの構成を提案すること。構成、内容については、業務開始後、協議により必要に応じて調整を行うこととする。

エ コンテンツページ

現在、公開している「木と暮らすデザイン KYOTO」のウェブサイトの既存のコンテンツ及び以下の構成表を参考に、日本語でコンテンツを作成すること。原則 CMS を導入し、本市職員により入力、更新、削除等の作業をできるものとする。また、CMS に対応しないコンテンツの更新は、本市の指示に基づき、受託者が行うこと。

No.	ページ名	機能説明
1	トップページ	<p>○本市の森林や市内産木材を使用した木製品を魅力的に訴求するようなデザインであり、閲覧者が必要とする情報への導線が明確である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>【コンテンツイメージ】</p><ul style="list-style-type: none">○トップスライダー○各種最新記事○各コンテンツ導入部<ul style="list-style-type: none">・コンセプト・木を使うことの効果・プロダクト・ブログ（コラム）・パートナー事業者申請・京都市の森林、林業・パートナー事業者・イベント・木の建物、木の空間・お問い合わせ</div>

2	コンセプト	○「木と暮らすデザイン KYOTO」のコンセプトを紹介する。
3	京都市の森林、林業、	○京都市の森林や林業についてインフォグラフィックス等により、分かりやすく紹介する。
4	木を使うことの効果	○木を生活に取り入れ、使うことによる効果を分かりやすく紹介する。 (参考①) 奈良の木のこと https://naranoki.pref.nara.jp/miryoku/ (参考②) 林野庁 木材は人にやさしい https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/con_2_2.html
5	パートナー事業者	○パートナー事業者を紹介（取組や連絡先、リンク先等）する。 ○パートナー事業者の登録は、別途構築した入力フォームから行うものとする。
6	プロダクト	○パートナー事業者が製造する市内産木材を使用した製品やサービスを紹介する。 ○パートナーがセレクトした市内産木材を使用した商品を掲載し、ページからパートナーが運営する EC サイト等にリンクできるようにする。 (参考) 奈良の木のこと https://naranoki.pref.nara.jp/nara-product/ ○プロダクトの掲載は、別途構築した入力フォームから行うものとする。
7	イベント	○京都市やパートナー事業者が実施する森林や木に関わるイベント、市内産木材を使用した新商品などを紹介する。 ○イベントの掲載は、別途構築した入力フォームから行うものとする。
8	ブログ (コラム)	○パートナー事業者等の取材記事を掲載する。 ※本業務で掲載する記事は、既存の記事を反映すること。
9	木の建物・木の空間	○「京都のステキな木の空間」の取組で収集した市内産木材を使用した建築物を紹介する。 ・京都のステキな木の空間 https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000312536.html (参考) 奈良の木のこと https://naranoki.pref.nara.jp/gallery/kenchiku/
10	パートナー事業者申請	○パートナー事業者の登録に係る申請ページ（入力フォーム） (参考) 現行のページ

		https://kitokurasu-design.com/partner_form/ ○パートナー事業者が入力フォームに入力後、京都市が確認し、承認した後にパートナー事業者ページに反映することとする。
1 1	お問い合わせ	○閲覧者からのお問い合わせのページ (参考) 現行のページ https://kitokurasu-design.com/contact/ ○お問い合わせは、別途構築した入力フォームから行うものとする。
1 2	その他、入力フォーム	○プロダクト、イベントの掲載、お問い合わせに係る入力フォーム ○プロダクト、イベントの掲載は、パートナー事業者が入力フォームに入力後、京都市が確認し、承認した後に、各ページに反映することとする。

オ 既存コンテンツのデータ移行

現行のウェブサイトに掲載されている既存のコンテンツを新規のウェブサイトで使用する場合は、データの移行を実施する。データ移行時は極力、本市側の作業の負担を少なくすること。

④機能

ア デジタル端末での表示及び閲覧

ウェブサイトは、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末で閲覧することを想定し、いずれの端末においても最適化し、快適に閲覧できること。

イ サーバー

ウェブサイトは、「京都 SC」のサーバー上に構築すること。

※「京都 SC」のサーバーの概要は、別紙のとおり

ウ ドメイン

本市が取得する「lg.jp」ドメイン（●●.city.kyoto.lg.jp）を使用すること。

⑤情報セキュリティ

ウェブサイトの構築に当たっては、京都市情報セキュリティ対策基準を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、以下の対策を講じること。

ア アクセス制御

○ユーザー認証

ウェブサイトのコンテンツの更新や運用保守等を行う職員等について、ユーザーごとに ID を発行し、ユーザー ID 及びパスワードによる認証を行うこと。

○権限制御

ユーザーの担当する業務及び役割等によって、ユーザーごとにアクセス権限が設定でき、ユーザーのアクセス権限に応じ、利用可能な機能の制御が行えること。なお、詳細なアクセス権限については、受託者と協議のうえ、決定することとする。

ユーザー区分（例）	権 限（例）
システム管理者 （林業振興課の課長級職員等を想定）	・システム情報の変更、ユーザーの登録、変更、削除を可能とすること。 ・コンテンツの追加・更新・削除に関する承認を可能とすること。
保守担当者 （受託事業者を想定）	・システム情報の変更、コンテンツの追加、更新、削除を可能とすること。
コンテンツ作成者 （林業振興課の職員を想定）	・コンテンツの追加、更新、削除を可能とすること。
一般利用者 （市民等）	・コンテンツ閲覧のみ可能とすること。

○パスワード管理

パスワードの管理については、次の要件を満たすこと。また、この他にも情報セキュリティの向上に資する対策があれば、提案すること。

- ・ パスワードは、英字（大文字・小文字）、数字、記号を組み合わせた10文字以上の文字列を設定できること。
- ・ パスワードは、ユーザー自身が任意のタイミングで変更でき、システム管理者において、パスワードの有効期限を設定できること。
- ・ パスワードを不正利用されないよう、ハッシュ化の技術を用いて保管するなど、適切に管理できること。

○不正ログインの防止

- ・ 認証が必要な機能には、イントラネットパソコン又は保守担当者のパソコンからのみアクセス可能とするよう制限を行うこと。
- ・ 同一のユーザーIDによるログイン試行が5回失敗した場合は、当該ユーザーIDのアカウントロックが掛かること。なお、アカウントロックはシステム管理者が解除できることとする。

イ 通 信

- ・ ウェブサイトで公開する全てのページについて、TLS1.2以降により暗号化すること。

- ・ 暗号化に必要なサーバー証明書については、本市が指定するものを利用することとし、当該証明書に係る経費については、受託者が負担すること。
- ・ 通信の暗号化については、最新の CRYPTREC 暗号リストに搭載されている暗号強度を順守すること。

ウ ログの取得

- ・ ウェブサイトのアクセスログを取得すること。
- ・ 認証が必要な機能の操作については、ユーザーID ごとに操作ログを取得することとし、取得した操作ログは、システム管理者がウェブサイトの画面から確認できること。
- ・ 取得したログは1年間保存し、必要に応じ調査、分析できること。

エ バックアップの取得

- ・ 定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧を可能とすること。
- ・ 障害発生時等に、速やかにシステム及びデータを復旧できるよう機能設計するとともに、復旧手順等を備えること。

オ 不正プログラム対策

京都 SC のプロダクト持込構成の場合については、以下の対策を実施すること。
(標準構成の場合は、京都 SC 側において不正プログラム対策を実施するため、本業務の対象外とする。)

- ・ サーバーには、ウイルス対策ソフトを導入すること。
- ・ ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用すること。
- ・ ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用すること。
- ・ スケジューリングにより、定期的にウイルススキャンを行うこと。

カ ぜい弱性対策

- ・ 導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。
- ・ 導入した OS やソフトウェアにぜい弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。

キ 京都 SC 付加機能

ウェブサイトの構築に当たっては、京都 SC において提供される以下の付加機能を利用すること。

- ・ ウェブアプリケーションファイアウォール
- ・ バックアップ
- ・ ウイルス対策（標準構成の場合のみ。)

- ・改ざん検知
- ・NTP（時刻同期）

ク システムの拡張性等

○性能の拡張性

将来的にウェブサイトで取り扱うデータ量やページ数が増加した場合であっても、拡張が容易となるよう設計すること。

※京都 SC で提供されるディスクサイズには制限があるため、不足が生じた場合に、他サーバーへの移転が容易となるよう設計すること。

○機能の拡張性

今後、新たな機能が追加されることを想定し、機能追加が容易となるよう設計すること。

○上位互換性

ウェブサイトで使用する OS やソフトウェアのバージョンアップがあった場合でも、その影響が小さくなるよう設計すること。

○システム中立性

- ・ 特定の技術や製品に依存せず、継続的に安定した品質保証が受けられるオープンかつ標準的な技術を採用すること。ウェブサイトの運用保守においても、特定の事業者依存することなく、他事業者でも変更及び引継ぎが可能であること。
- ・ ウェブサイトの移行が必要となった場合に、円滑にデータ移行ができるよう、ウェブサイトで管理するデータを汎用的なデータ形式で出力できるようにすること。

ケ その他

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「安全なウェブサイトの作り方」などを参考に、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の起こりうるセキュリティ面のぜい弱性に対し、最新の対策をしたうえで導入すること。その他、情報漏えいや改ざんへの対策が十分に講じられていること。機能改修するプログラムについても同様である。

④運用保守

ア 運用

○運用体制

- ・ ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、運用業務の統括者、電話及び電子メールによる連絡窓口を有した運用体制を整備すること。

- ・ 運用体制、連絡体制を明確にした運用体制図を作成し、提出すること。また、運用体制に変更があった場合は、速やかに運用体制図を更新し、提出すること。

○作業内容

- ・ ウェブサイトの稼働時間は、24 時間、365 日とする。
- ・ ウェブサイトの稼働状況、アクセス状況、リソース状況等について、定期的に確認すること。
- ・ ウェブサイトの稼働状況及び課題等について、月 1 回報告を行うこと。
- ・ メンテナンス等のため、ウェブサイトを停止する必要がある場合は、事前に本市の承認を得ること。

○手順書等の整備

- ・ ウェブサイトの管理、運用を円滑に行うため、運用手順書を作成し、提出すること。
- ・ ウェブサイトにおいて障害等が発生した場合に、速やかに初動対応や保守担当者への連絡等が行えるよう、夜間、休日を含む緊急時の連絡先等を含めた緊急時対応手順書を作成すること。

○障害対応

- ・ 平日（土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）の午前8時30分から午後5時30分までは、本市から障害の連絡等を受けられる連絡体制を整備すること。
- ・ 障害の連絡を受けた又は障害の発生を確認した場合は、速やかに必要な措置を取ることとし、現地確認の必要がある場合には、原則として3時間以内に現地へ到着すること。
- ・ 障害が復旧した場合は、速やかに障害の発生状況、原因、対応等を記載した報告書を作成し提出すること。また、同様の障害が発生することを防ぐ是正措置、予防措置を実施すること。

イ 保 守

○ソフトウェア保守

- ・ ソフトウェアに係る修正プログラムが公開された場合は、ウェブサイトへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。
- ・ レイアウトの変更等、ウェブサイトの軽微な変更、修正は、保守の範囲として対応すること。なお、軽微な変更、修正の範囲については、本市と協議のうえ、決定することとする。
- ・ 不具合の修正は、保守の範囲として対応すること。
- ・ 継続的な改善サイクルを実施すること。

○ハードウェア保守

京都 SC で提供するウェブサーバのハードウェア保守は、保守業務の対象外とする。

(2) パートナー事業者からの情報収集

市内産木材を使用した製品やサービスを紹介する「プロダクト」ページの製作に当たり、製品の画像やテキスト等の素材をパートナー事業者から収集すること。

製品の画像については、受託者が撮影して調達するものではなく、パートナー事業者が保有している宣伝素材等をデータで提供してもらうこととする。

(3) パートナー事業者の登録の勧奨やウェブサイトを開覧するための導線づくり

ウェブサイト公開後のパートナー事業者の登録を勧奨するツールや構築したウェブサイトの閲覧者数を増やすための導線を作ること。チラシ等の媒体を制作する場合は、データ納品とする。

導線づくりに係る手法については、京都市と協議の上、決定すること。

5 実施スケジュール

本業務の実実施スケジュールについては、概ね以下のスケジュールに基づき、受託者が提案すること。ただし、詳細なスケジュールについては、本市と調整のうえ決定することとする。

工程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書の提出	契約											
(1) ウェブサイトの構築												
ページ案、システム構築案の提出、確認												
ウェブサイトの構築												
ウェブサイトの公開							★10月の木材利用促進月間までに公開					
運用保守 (既存ページを含む)												
(2) パートナー事業者からの情報収集												
(3) パートナー事業者の登録の勧奨やウェブサイトを開覧するための導線づくり												

6 実施体制

(1) 実施体制

- ア 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- イ 本業務の実施に当たっては、受託者においてプロジェクトマネージャーを設置し、プロジェクトの進行管理を行うこと。
- ウ プロジェクトマネージャーは、ウェブサイト構築経験が豊富かつ業務に精通したスタッフを配置し、ウェブサイト全体の訴求力はもとより、コンテンツの内容、デザイン性、使いやすさ等について高い品質を確保できるよう、本市に適宜提案すること。
- エ 本市との窓口はプロジェクトマネージャーが行うこと。

(2) 管理方法

- ア 本業務の作業開始に当たり、契約後速やかに実施計画書を作成して提出し、本市の承認を得ること。また、本委託期間中に実施計画書で定めた事項に変更があった場合は、速やかに変更の連絡を行い、本市の承認を得ること。
- イ 実施計画書に従い本業務の作業管理（進捗管理、変更管理等）を行うこと。
- ウ 作業中に生じる問題整理やその解決に向けて適切な課題管理を行うこと。
- エ 会議を実施した際には、会議後1週間以内に議事録を作成し、提出すること。

(3) 作業場所等

- ア 作業場所及び開発環境等必要な機材については、受託者において用意すること。
- イ 本市庁舎及び京都 SC 作業場所において作業を実施する場合は、作業内容及び作業日程、作業時間について、事前に本市の承認を得ること。

7 納入成果物

(1) 成果物の納入とその時期

本業務の成果物は以下のとおりである。

なお、各提出書類の部数及び納入時期に関しては、契約時に本市と受託者の間において協議し、定めるものとする。

成果物	内容
本業務の実施計画書	本業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。
運用体制図	運用業務の統括者、電話及び電子メールによる連絡窓口を有した運用体制を整備し、連絡先等と合わせてまとめたもの。

コンテンツページ	本業務で構築したウェブサイトのコンテンツページ 完成後、本市が指定する日時でインターネット上に公開すること。
写真、画像、イラストデータ等	CD-ROMなどの記録媒体に格納して納品すること。
操作手順書、運用手順書 及び緊急対応手順書	システムの操作方法（閲覧者用及びシステム管理者用）や運用方法、障害発生時の対応を記した書類
事業完了報告書	本業務の完了報告書
その他	その他、本市が必要とするもの。

8 その他

- (1) 本業務による成果物は、本市に帰属する。
- (2) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (4) 本業務にあたり、知り得た個人情報については、個人情報保護法、京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (5) 本業務にあたり、第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、受託者の責任において処理すること。
- (6) 本仕様書に疑義がある場合は、京都市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議のうえ決定する。
- (7) 本仕様書に掲載の成果と同等以上の成果が得られる場合、京都市と協議のうえ、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (8) 本市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で、電子データ等は速やかに抹消すること。
- (9) 本業務に係る監査が行われる場合は、協力すること。

(別紙) 京都自治体情報セキュリティクラウドのウェブサーバの概要

京都自治体情報セキュリティクラウド（以下「京都 SC」という。）のウェブサーバは、以下の標準構成又はプロダクト持込の条件にて提供する。ウェブサイトの構築、運用保守に当たり追加が必要となるソフトウェア、モジュール、プラグイン等の導入、設定、運用保守及びそれに伴うウェブサーバの設定については、ウェブサイトを構築する側で実施する必要がある。ウェブサーバの設定変更には管理者権限が必要となるような設定変更の場合は、プロダクト持込構成となる。

なお、ウェブサーバは障害対策として vSphere HA 機能で冗長化しており、物理サーバの障害時においても別筐体へのライブマイグレーションにより継続したサービス提供を可能としている。

1 標準構成

(1) 提供リソース及びソフトウェア

京都 SC で提供するウェブサーバの標準構成は以下のとおりとする。

サーバ	vCPU 数 4、メモリ 8GB、ストレージ 100GB
OS	Redhat Enterprise Linux v8
ウェブサーバソフトウェア	Apache HTTP Server（導入時点での最新版）
CMS	WordPress（導入時点での最新版） プラグインの詳細は受託者にのみ開示する。
DB、ミドルウェア	導入時点の最新版。詳細は受託者にのみ開示する。
ウイルス対策ソフトウェア	詳細は受託者にのみ開示する。
払出アカウント権限	Apache グループ権限のアカウント (コンテンツを配置するディレクトリの編集可) が付与されます。

(2) 制限事項

- ・ ディスク容量を要するバックアップサーバ、データベースと連携するような高度なアプリケーションサーバの利用はできません。
- ・ サーバ負荷が大きいストリーミング配信サーバ等の利用はできません。
- ・ 個人情報や機密情報を保存するサービスには利用できません。
- ・ 標準構成で利用可能な範囲を超えた利用（root 権限を利用する作業に伴う設定変更）、プログラム追加については、京都 SC のサポート範囲外となり、プロダクト持込構成の扱いとなります。
- ・ Wordpress へのプラグインの追加や、設定パラメータの変更等は標準構成サポート外となり、受託者側の責任での利用となります。
- ・ 外部から内部への通信については、HTTP、HTTPS 以外の通信は許可されません。

(3) 保守の役割分担

	監視	故障・障害対応	パッチ適用	バージョンアップ	構成管理	Web コンテンツ移行・更新
Web コンテンツ		受託者			受託者	受託者
Web サーバ		京都 SC	京都 SC	京都 SC	京都 SC	
CMS、DB		受託者	受託者 (※)	受託者	受託者	
ミドルウェア		京都 SC	京都 SC	京都 SC	京都 SC	
サーバ OS	京都 SC	京都 SC	京都 SC	京都 SC	京都 SC	
ハイパーバイザ	京都 SC	京都 SC	京都 SC		京都 SC	
基盤	京都 SC	京都 SC			京都 SC	

(※) パッチ適用は自動更新を基本としますが、手動更新については、受託者責任において、設定変更が可能です。

(※) 緊急性のあるパッチ適用が必要な場合は、強制的に京都 SC 側でパッチ適用を実施する場合があります。

2 プロダクト持込

(1) 提供リソース及びソフトウェア

標準構成と異なる構成が必要な場合はプロダクト持込も可能とするが、以下の基本仮想サーバ構成のリソースの範囲で提供する。基本仮想サーバ構成を超える場合は、最大3倍までを限度に調整して決定する。

- 基本仮想サーバ構成

【1 台構成の場合】

Web/CMS サーバ	vCPU 数 4、メモリ 8GB、ストレージ 100GB
-------------	------------------------------

【2 台構成の場合】

CMS サーバ	vCPU 数 1、メモリ 8GB、ストレージ 100GB
Web サーバ	vCPU 数 2、メモリ 8GB、ストレージ 100GB

- OS は RHELv8 をご利用の場合、京都 SC 提供のものが利用でき、サーバ管理者権限のアカウントが付与される。

(2) 制限事項

- ディスク容量を要するバックアップサーバ、データベースと連携するような高度なアプリケーションサーバの利用はできません。
- サーバ負荷が大きいストリーミング配信サーバ等の利用はできません。
- 個人情報や機密情報を保存するサービスには利用できません。
- 外部から内部への通信については、HTTP、HTTPS 以外の通信は許可されません。

(3) 保守の役割分担

	監視	故障・障害 対応	パッチ運 用	バージョ ンアップ	構成管理	Web コン テンツ移 行・更新
Web コンテンツ		受託者			受託者	受託者
Web サーバ (受託者持込)	受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	
CMS、DB、ミドル ウェア (受託者持込)	受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	
サーバ OS (受託者持込の場合)	受託者	受託者	受託者	受託者	受託者	
サーバ OS (京都 SC 提供)	京都 SC	京都 SC (※)	京都 SC (※)	京都 SC (※)	京都 SC (※)	
ハイパーバイザ	京都 SC	京都 SC	京都 SC		京都 SC	
基盤	京都 SC	京都 SC			京都 SC	

(※) ゲスト OS が京都 SC 提供の RHELv8 の場合、京都 SC でメンテナンスが行われますが、受託者側でメンテナンスを行う場合、受託者に管理者権限が渡されます。